

玉野市空家等管理活用支援法人の指定等に関する方針

1. 趣旨

本方針は、玉野市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する指定方針等を定めるものとする。

2. 支援法人に求める業務

本市が支援法人に求める業務は次の業務とする。なお、(1)の業務は必須とする。

- (1) 空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
- (2) 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
- (3) 委託に基づき、空家等の所有者等の探索
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- (6) 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために本市が必要と認める業務

3. 指定基準

要綱第3条第1項第8号に定める「その他、市長が別に定める基準に適合する者であること」は、次のとおりとする。

- (1) 本市、岡山市又は倉敷市に事務所・営業所等の活動拠点を置き、本市での業務が円滑に行える体制であること。
- (2) 次のいずれかの活動実績を有すること。
 - ア 所有者等の依頼に応じて、建築士、宅地建物取引士及び不動産鑑定士等の専門家と連携して行う空家等の活用及び管理に関する活動
 - イ 所有者等の依頼に応じて、弁護士、司法書士、行政書士及び土地家屋調査士等の専門家と連携して行う相続及び登記に関する活動

4. 指定期間

指定開始日（令和8年4月1日以降）～令和13年3月31日

5. 募集期間

随時受付

6. 事前相談

指定の申請を希望する法人は、必ず玉野市と事前相談をすること。

なお、事前相談は予約制となるため、必ず事前に電話で予約をすること。

7. その他

(1) 支援法人として指定されたことによる事業委託料等は発生しないものとする。

(2) 本方針は、指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととする。

(3) 審査にあたって必要と判断される場合は、市が追加資料の提出を求めることがあります。